

令和6年第6回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和6年6月25日(火)午後1時30分から2時35分

2. 開催場所 安芸市役所2階会議室

3. 出席農業委員(13人)

会長	1番	内川 昭二
会長職務代理者	2番	大久保暢夫
会長職務代理者	3番	樋口なぎさ
	4番	西岡 秀輝
	5番	川島 一義
	6番	栗山 浩和
	7番	野村 勉
	8番	有澤 節子
	9番	福本 隆憲
	10番	公文 啓子
	11番	千光士伊勢男
	12番	小松 昭則
	13番	小松 豊喜

4. 欠席農業委員(1人)

14番 小松 昌平

5. 出席農地利用最適化推進委員(3人)

伊尾木	黒岩	榮之
土居	入交	大輔
畑山	小松	光正

6. 傍聴者 なし

7. 議事日程

報告第1号 農地法第3条の3届出について

議案第2号 農地法第3条許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項許可申請について

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画

決定について

議案第 5 号 農地中間管理事業法第 19 条の 2 の農用地利

用積計画（一括方式）決定について

議案第 6 号 非農地証明願について

議案第 7 号 令和 5 年度農業委員会の農地利用最適化の推

進状況その他事務の実施状況について

その他

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 三宮 一仁

事務局次長兼振興係長 小松 亜矢

事務局農地係長 弘井 恭介

9. 会議の概要

議長 みなさん、こんにちは。

これより、本日の会議を開きます。

議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出欠状況を報告いたします。

定数 14 人、欠席 1 人、出席数 13 人でございます。

欠席委員の 14 番の小松昌平委員から所用のため欠席の届出がっております。

事務局長 次に、事務の概要報告をいたします。

6 月 12 日に高知市でこうち農業委員会女性ネットワーク第 9 回総会及び研修会が開催され、樋口なぎさ委員、公文啓子委員が出席しております。

6 月 19 日に、安芸市担い手協議会幹事会が開催され、小松次長が出席しました。

また昨日 24 日に、第 99 回常設審議委員会が高知市で開催され、内川会長が出席しました。

以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日 1 日限りといたしたいと思いますが、これにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

はい、「異議なし」と認めます。

よって、本定例会の日程は本日 1 日と決定いたします。

会議規則第 21 条第 2 項の規定により議事録署名委員に千光士伊勢男委員及び小松豊喜委員を指名いたします。

議長 それでは、報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 届け出について、事務局が説明をいたします。

事務局 議案書は 1 ページをお開きください。
報告第 1 号農地法第 3 条の 3 届け出についてです。
今回は、6 件の届出が出ております。

届出番号 1 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり伊尾木の 2 筆で、面積は 338 m²です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

次に、届出番号 2 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり東浜ほかの 15 筆で、面積は合計 3385.36 m²です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

次に、届出番号 3 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり奈比賀の 1 筆で、面積は 82 m²です。時効取得により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

次に、届出番号 4 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり奈比賀の 1 筆で、面積は 66 m²です。こちらも時効取得により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

次に、届出番号 5 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり川北の2筆で、面積は合計1,393 m²です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

次に、届出番号6番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり川北の1筆で、面積は99 m²です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

さきほどの、3番4番の時効取得ですけれども、それぞれ交換という形で時効取得をしております。

説明は、以上です。

議長 ただいまの『報告第1号 農地法第3条の3について』、質問、意見などがございましたら、お願いいたします。
(質問、意見等、なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

議長 続きまして、『議案第2号、農地法第3条許可申請について』を議題とし、事務局が説明いたします。

事務局 議案第2号、農地法第3条許可申請について説明いたします。議案書は4ページからになります。今回は4件の申請がありました。

事務局 まず、申請番号1番 です。

ゆずりわたしにん ゆずりうけにん
譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり井ノ口の1筆で、現況地目は田で、面積は1,127 m²です。

売買による所有権移転の申請で、ナスと水稻の栽培を予定しています。所在地につきましては、5ページに地図がございます。市役所の南西方向にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明いたします。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人はナスや水稻を栽培しています。今回の申請地も、ナスと水稻の栽培を予定しております。土地が東西に横長の形になっておりまして、半分で水稻、半分でナスの栽培を予定しています。農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを

効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、ナスや水稻を栽培し、農業を営んでおり、農業に従事する予定者、年間 320 日が 1 名と年間 150 日が 1 名、年間 20 日が 1 名おります。このため、農作業を行う必要がある年間 150 日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、^{てんたい}転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはナスと水稻の栽培が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

現地につきましては、6 月 11 日に大久保暢夫委員、小松昌平委員、西岡大作委員に確認していただきました。

事務局 次に、申請番号 2 番です。

^{ゆずりわたしにん}譲渡人、^{ゆずりうけにん}譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり川北の 2 筆で、現況地目は田で、面積は 1,613 m²です。

贈与による所有権移転の申請で、水稻の栽培を予定しています。所在地につきましては、6 ページに地図がございます。江川公民館の西方向の 1 筆と江川公民館の北東方向にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、A3 の調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は水稻やナス、ユズを栽培しています。今回の申請地は、水稻の栽培を予定しています。農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、ナスや水稻等を栽培し、農業を営んでおり、農業に従事する予定者、年間 300 日が 2 名と年間 260 日が 1 名おります。このため、農作業を行う必要がある年間 150 日以上要件を満たすと見込まれます。

次に、^{てんたい}転貸禁止につきましては、所有権移転・贈与でありますので、該当しません。
次に、地域との調和要件につきましては、申請地には水稻の栽培が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。これらのことから、この申請につきましては農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、6 月 7 日に樋口なぎさ委員、西岡秀輝委員、中平秀一委員に確認していただきました。

事務局 次に、申請番号 3 番と申請番号 4 番ですが、譲受人が同一ですので、合わせて説明いたします。

^{ゆずりわたしにん}譲渡人、^{ゆずりうけにん}譲受人はそれぞれ議案書に記載のとおりで、申請地は、申請番号 3 番は記載のとおり栃ノ木の 3 筆で、現況地目は田で、面積は 805 m²です。申請番号 4 番は記載のとおり栃ノ木の 1 筆で、現況地目は田、面積は 740 m²です。

今回の申請地には、それぞれ既に利用権が設定されており、ユズが栽培されています。所在地につきましては、申請番号 3 番は 7 ページに地図がございいます。栃ノ木公民館の南西方向にある農地です。申請番号 4 番は、8 ページに地図がございいます。栃ノ木橋の北東方向にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、A3 の調査書で説明します。
まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は相続で取得した土地で現在既にユズを栽培しています。今回の申請地もそれぞれ既に利用権が設定され、ユズを栽培しています。

農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、相続で取得した土地と利用権が既に設定されている今回の申請地で週末及び長期休暇等を利用してユズを栽培しております。農業に従事する予定者は年間 160 日が 1 名と年間 60 日が 2 名おり

ます。このため、農作業を行う必要がある年間 150 日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、^{てんたい}転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので、該当しません。次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはユズが栽培されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、6 月 10 日に小松豊喜委員、小松光正委員に確認していただきました。

説明は、以上です。

議長 現地確認委員の報告を、
申請番号 1 番は、大久保暢夫委員に、申請番号 2 番は樋口なぎさ委員、
申請番号 3 番及び 4 番は小松豊喜委員、お願いします。

大久保委員 1 番です。6 月 11 日に現地確認してきました。報告のとおりです。

樋口委員 2 番です。報告のとおりです。

小松委員 3 番 4 番です。6 月 10 日に現地確認してきました。報告のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。
別に(ほかに)なければ、採決いたします。
議案第 2 号、農地法第 3 条許可申請については、原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員)

議長 全員賛成です。

議長 よって、議案第 2 号、農地法第 3 条許可申請については原案どおり認め、許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項許可申請についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局 (弘井) それでは、議案第 3 号 5 条申請について説明をいたします。今回は、1 件の申請が出ております。議案書は 9 ページをご覧ください。

申請番号 1 番。譲渡人、譲受人、申請地は、議案書に記載のとおり、地目は畑、面積は 803 m²、転用目的は個人住宅の建築です。場所は 10 ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。場所は、

ことに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 全員賛成です。

よって、議案第3号 農地法第5条第1項許可申請については、申請どおり決定いたしました。

議長 続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法 農用地利用集積計画決定についてを議題とします。事務局が説明をいたします。

事務局 それでは、議案第4号、農業経営基盤強化促進法 農用地利用集積計画決定について説明いたします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の経過措置を適用して、従来の農用地利用集積計画を定めようとするものです。

議案書は11ページからになります。今回は11件の申請がありました。

事務局 申請番号1番です。

貸付人、借受人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり東浜の2筆で地目は田、面積は合計2,376㎡です。ピーマンを栽培する予定をしており、貸借期間は10年で、賃借料は米7俵代/10aで新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、17ページに地図がございます。旧安芸中学校の東方向の農地です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、A3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、6月11日に川島一義委員、公文啓子委員、渡辺禎宏委員に確認していただきました。

事務局 申請番号2番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の1筆で地目は田、面積は1,022㎡です。水稻を栽培する予定をしており、貸借期間は5年、賃借料は米半俵代/10aの条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、18ページに地図がございます。井ノ口保育所の南東方向にある農地です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項

の各号の判断につきましては、別紙の A3 の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

なお、現地につきましては、6 月 11 日に大久保暢夫委員、小松昌平委員、西岡大作委員に確認していただきました。

次に申請番号 3 番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北の 3 筆で地目は田、面積は合計で 4,027 m²です。

水稻を栽培する予定をしており、貸借期間は 1 年、賃借料は米 8 俵の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、19 ページに地図がございます。安芸自動車学校の南東方向の農地です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙の A3 の利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、6 月 7 日に樋口なぎさ委員、西岡秀輝委員、中平秀一委員に確認していただきました。

次に申請番号 4 番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北の 4 筆で地目は田、面積は合計 9,172 m²です。

牧草を栽培する予定をしており、貸借期間は 10 年、賃借料は 5,000 円/10a の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、20 ページに地図がございます。安芸農業共済組合の南西方向にある農地です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙の A3 の利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、6 月 7 日に樋口なぎさ委員、西岡秀輝委員、中平秀一委員に確認していただきました。

次に、申請番号 5 番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり僧津の 1 筆で地目は田、面積は 2,227 m²です。

ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は 1 年、賃借料は 450,000 円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、21 ページに地図がございます。JA 土佐あき北支所の北側、安芸市のサポートハウス 1 号棟です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙 A3 の利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、6 月 10 日に福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただきました。

次に、申請番号 6 番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり僧津の 1 筆で地目は田、面積は 2,309 m²です。

ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は 2 年、賃借料は 450,000 円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、21 ページに地図がございます。JA 土佐あき北支所の北西方向にある農地で、安芸市のサポートハウス 4 号棟です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙の A3 の利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、6 月 10 日に福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただきました。

次に、申請番号 7 番です。

貸付人、借受法人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の 1 筆で地目は田、面積は 3,000 m²です。

ピーマンを栽培する予定をしており、貸借期間は 20 年、賃借料は米 6 俵代/10a の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、22 ページに地図がございます。春日橋の北西方向にある農地です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙の A3 の利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

なお、現地につきましては、6 月 10 日に福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただきました。

次に申請番号8番から申請番号11番です。

借受人が同一ですので、4件合わせて説明いたします。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで4件の申請で合計12筆。地目は田、面積は12筆の合計7,974㎡となります。

水稻を栽培する予定をしており、貸借期間は3年、賃借料は米1俵代/10aの条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、23ページに地図がございます。市役所の南方向にある農地です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、6月10日に福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただきました。

説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を申請番号1番を川島一義委員、申請番号2番を大久保暢夫委員、3番と4番を樋口なづさ委員、5番から11番を入交大輔委員、お願いします。

川島委員 6月11日に確認してきました。報告のとおりです。

大久保委員 申請番号2番です。6月11日に確認してきました。報告のとおりです。

樋口委員 3番4番です。6月7日に確認しました。報告のとおりです。

入交委員 5番から11番です。6月10日に確認してきました。報告のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

小松委員 申請番号3番の賃借料、米8俵は、反当ですか？

事務局 合計で8俵です。

議長 ほかにないようですので、採決いたします。

議案第4号 農業経営基盤強化法農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

挙手(全員)

議長 全員賛成です。

よって、議案第4号 農業経営基盤強化法農用地利用集積計画決定については、

原案どおり決定いたしました。

議長 続きまして、議案第5号、農地中間管理事業法第19条の2の農用地利用集積計画(一括方式)決定についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局 議案第5号 農地中間管理事業法第19条の2の農用地利用集積計画(一括方式)決定について説明いたします。議案書は24ページです。
農地中間管理事業法第19条の2の農用地利用集積計画を活用した案件となります。

事務局 申請番号1番です。
貸付人、借受人、転借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北の3筆で、地目は田で、面積は10,211㎡です。
作物は、借受人がユズを栽培する予定をしております、賃借期間は15年間で、賃借料は241,150円の条件で新規設定する計画です。
現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、25ページに地図がございます。キセキレイの南方向にある農地です。
経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙A3の中間管理事業に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。
現地につきましては、6月7日に、樋口なざさ委員、西岡秀輝委員、中平秀一委員に確認していただきました。説明は、以上です。

議長 現地確認の報告を、西岡秀輝委員、お願いします。

西岡委員 現地を確認してきました。さきほどの説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

小松委員 さきほどの農地には、既に何か植わっている？

事務局 ユズの苗木が植えられています。

議長 ほかにないようですので、採決いたします。
議案第5号、農地中間管理事業法第19条の2の農用地利用集積計画(一括方式)決定について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
挙手(全員)

議長 全員賛成です。
よって、議案第5号、農地中間管理事業法第19条の2の農用地利用集積計画（一括方式）決定については、原案どおり決定いたしました。

議長 続きまして、議案第6号、非農地証明願についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局 議案書は26ページです。
今回は、4件の申請が出ています。先に3件の審議をいただきたい。
それでは、申請番号1番、申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、登記簿地目は畑、面積は198㎡となっております。所在地の地図は27ページに掲載しております。黒鳥公民館の北約110mにある土地で、現在は住宅が建っております。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。
現地は、昭和49年に住宅が建築され、そのまま現在に至っています。現地の状況、及び安芸市固定資産税の課税明細書を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過しており、非農地の証明が可能であると判断しております。現地につきましては、6月11日に、川島一義委員、公文啓子委員、渡辺禎宏委員に確認していただいております。

次に申請番号2番、申請人、申請地は議案書に記載のとおり、登記簿地目は田、面積は161㎡となっております。所在地の地図は28ページに掲載しております。川北地区にある、社会福祉法人、香南会 清香園の西にある農地です。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

現地は平成元年頃、農業用の作業場を建築し、現在に至っている。現地の状況及び安芸市税務課の発行する証明を確認し、安芸市の非農地証明書の発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。現地につきましては、6月7日に、樋口なぎさ委員、西岡秀輝委員、中平秀一委員に確認していただきました。

次に、申請番号3番、申請人、申請地は議案書に記載のとおり、登記簿地目は畑、面積は489㎡となっております。

所在地の地図は29ページに掲載しております。ニッポン高度紙工業㈱安芸工場へ上がっていく道の途中にある土地で、現在は雑木林となっております。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。現地は平成15年頃より耕作が困難となり放置していたところ、隣接地より竹が侵入し、雑木林のような状況になり現在に至っております。現地の状況を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準で

ある15年以上を経過しており、非農地の証明が可能であると判断しております。
現地につきましては、6月11日に大久保暢夫委員、小松昌平委員、西岡大作委員に確認していただきました。

説明は以上です。

議長 現地確認の報告を申請番号1番を川島一義委員に、申請番号2番を西岡秀輝委員、申請番号3番を大久保暢夫委員にお願いします。

川島委員 1番です。6月11日に現地確認してきました。説明のとおりです。

西岡委員 2番です。さきほどの説明のとおりです。

大久保委員 3番です。6月11日に現地確認してきました。さきほどの説明のとおりです。

議長 それでは、申請番号1番から3番の審議をお願いします。

公文委員 3番の非農地にする理由は何ですか？

事務局 申請人が何で非農地にするかということによろしいですか？

公文委員 これが非農地になるということは、どういうことでしょうか？

事務局 15年以上、確実に分かること、竹林になっている、竹だけでなく他の木の状況から15年以上経過していると判断しております。

公文委員 何で非農地を申請したのでしょうか？

事務局 申請人がなぜ非農地を申請したのかということでしょうか。
まず、名義変更が可能になる、地目変更ができるということ、別の用途にするのにハードルが下がるということかと思われます。
(質問、意見等なし)

議長 ほかにないようですので、採決いたします。
議案第6号 非農地証明願 申請番号1番から3番を、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。
挙手(全員)

議長 全員賛成です。
よって、議案第6号、非農地証明願 申請番号1番から3番については、申請どおり認定することに決定いたしました。

次に、申請番号4番は、栗山浩和委員が関係者になりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により一時退席をお願いします。それでは、事務局が説明いたします。

事務局
(弘井) それでは、申請番号4番です。
申請人、申請地は議案書に記載のとおり、登記簿地目は畑、面積は29㎡となっております。所在地の地図は30ページに掲載しております。赤野西ノ岡地区にある土地で、現在は墓地となっております。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。現地は、墓地と隣接した農地であったため、平成13年に申請人が納骨堂を、墓地とこの農地をまたいだ形で納骨堂を建立し現在に至っております。現地の状況、墓石にある建立時期を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断しております。
現地につきましては、6月10日に栗山浩和委員、小松昭則委員、小松幸宏委員に確認していただきました。説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を小松昭則委員、お願いします。

小松委員 4番です。さきほどの説明のとおりです。

議長 それでは、議案第6号 非農地証明願 申請番号4番の審議をお願いします。
別にないようですので、採決いたします。
議案第6号 非農地証明願 申請番号4番について、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。
挙手(全員)

議長 全員賛成です。
よって、議案第6号 非農地証明願 申請番号4番については、申請どおり認定することに決定いたしました。

議長 続きまして、議案第7号 令和5年度農業委員会の農地利用最適化の推進状況
その他事務の実施状況について、事務局より説明いたします。

事務局
(小松) 議案第7号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務
の実施状況について説明します。
議案書は31ページからになります。

令和5年度の4月に定めました最適化活動の目標に対して、実績と点検を追加する形になっております。31 ページは農業委員会の状況で、目標を設定した時のものを転記したものになっておりますので、説明の方は省略させていただきます。

32 ページをお開きください。最適化活動の実施状況です。

まず、(1) 農地の集積の、③実績の欄をご覧ください。

令和5年度に新たに担い手に集積された面積は15ヘクタールで、合計の集積面積は597ヘクタールとなっております。これに対して、農地面積は前年より減少して901ヘクタールです。

担い手への集積面積597ヘクタールを農地面積901ヘクタールで割った集積率は66.3%となり、結果的に目標としておりました64%を上回っております。

点検結果としては、全体の農地面積が減ったことと、新規集積面積が目標より増加したことにより、達成状況が100%を上回ったとしております。

次に、(2) 遊休農地の発生防止、解消の③の実績のところをご覧ください。33 ページの上の方になります。遊休農地については、解消、減少にはなっておらず、点検結果としては、既存遊休農地は解消された部分もあるが、増加した部分もある、としています。

次に、(3) 新規参入の促進の③の実績ですが、34 ページをご覧ください。

新規参入の実績につきましては、貸付希望者から相談があつてから農地の調整に取り組んでおり、あらかじめ貸付希望者を把握しておいて、かつ新規参入者への同意をとるという方法はとっておりませんので、数字としては上がってきません。

ただし、(参考)の欄にありますように、新規参入は11経営体で、そこへの集積は2.4ヘクタールとなっています。

点検結果としましては、さきほど説明しました農地の調整の取組みを記載しています。

次に、2の最適化活動の活動目標、(2)活動強化月間の設定、②の実績の箇所、34 ページの下段をご覧ください。

取組みとしましては、新規参入の促進としまして新規就農者相談会への参加を、遊休農地の解消としまして、利用状況調査の後、解消に向けた働きかけの強化を、農地の集積としまして、利用意向調査の結果を踏まえて、中間管理機構への情報提供を挙げております。

次に、(3)新規参入相談会への参加、②実績の35 ページの中ほどをご覧ください。高知市のオーテピア西敷地で県内市町村合同の新規就農相談会が開催され、それに参加いただきました。

以上のことから、目標についての達成状況は、目標に対して期待通りの結果が得

られた、としております。

次に、推進委員等の点検・評価結果です。35 ページの下段をご覧ください。

年間を通じた活動について、4 段階で評価するようになっております。

令和 5 年度としましては、3 番目の目標に対して期待通りの結果が得られたという位置づけにしております。

農地の最適化活動については、昨年度からですけれども、毎年目標を設定しその取り組みを振り返るという作業を行っていくことになっています。2 年目として、以上の内容としましたが、今後は他市町村の取り組みなども参考にしていきたいと考えております。

次に、36 ページをお開きください。

令和 5 年度の実施状況です。

ここで、申し訳ありませんが、訂正箇所が 1 か所ございます。

36 ページの上段、総会の開催回数ですが、臨時総会の開催は 7 月でしたので、5 月ではなく、7 月が「2」となります。5 月は「1」となります。すみませんが、訂正していただきますようお願いいたします。

次に、農地法第 3 条に基づく許可事務の年間処理件数は 33 件で、すべて許可でした。

次に、農地転用に関する事務の年間処理件数は 23 件で、すべて許可相当でした。

次に、違反転用への対応は、特にありませんでした。

第 7 号議案の説明は、以上です。

議長 それでは、審議をお願いします。
(質問、意見等なし)

事務局 こちらは農業委員会の実績という形であげさせていただいています。
(弘井) みなさんに、毎月出していただいている日誌がもとになり、その積み上げたものになるのですが、みなさんの活動の中で、数字的なものは書いていただけていないところで、遊休農地の解消、草刈りなどもしていただいていると思いますし、また、集積へのつなぎなどの活動されたこともあると思いますので、それらを日誌の方へ書いていただいたらと思いますので、よろしくお願いします。

議長 別にないようですので、採決をいたします。
議案第 7 号 令和 5 年度 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
挙手(全員)

議長 全員賛成です。
議案第7号 令和5年度 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況については、原案どおり決定いたしました。

事務局 (弘井) こちらを、県などに報告した後に修正などがあった場合は、会長の許可をいただいて、修正してよろしいでしょうか。
(はい)
ありがとうございます。

議長 以上で、議案審議は終了いたしました。
それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。

事務局 (小松) 私の方から1点ございます。
定例会について
7月の定例会は、7月25日(木)予定です。参加の方、よろしくお願いします。こちらにつきましては、事務局長が4週間ほど研修に出ますので、局長不在となりますのが、ご了承願います。また、少し先ですが、9月の定例会の当初の予定では9月25日としておりましたが、9月議会の日程が先日決定しまして、9月27日が閉会日になりましたので、予定を変更して9月の定例会は27日に開催予定となりましたので、ご了承ください。
事務局からは、以上です。

議長 以上で、本日の定例会日程はすべて、終了しました。

この議事録は事実と相違ないので、農業委員会会議規則第 21 条第 2 項の規定により署名する。

令和 6 年 7 月 2 5 日

安芸市農業委員会
会 長

白川 昭二

会議録署名委員

小松 豊嘉

会議録署名委員

千光士 伊勢男